

**第12期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

第12期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

会計監査人監査報告書

監査等委員会監査報告書

フィード・ワン株式会社

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,000	9,757	32,338	△210	51,884
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,615		△1,615
親会社株主に帰属する			6,377		6,377
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株式給付信託による				38	38
自 己 株 式 の 処 分					
非支配株主との取引に		34			34
係る親会社の持分変動					
株主資本以外の項目の					
当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	34	4,761	37	4,833
当 期 末 残 高	10,000	9,791	37,099	△172	56,718

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰 上 延 損 ツ 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,659	△33	140	△27	2,739	723	55,347
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,615
親会社株主に帰属する							6,377
当 期 純 利 益							△0
自 己 株 式 の 取 得							0
自 己 株 式 の 処 分							38
株式給付信託による							
自 己 株 式 の 処 分							34
非支配株主との取引に							
係る親会社の持分変動							
株主資本以外の項目の							
当期変動額（純額）	1,773	148	107	199	2,229	△24	2,204
当 期 変 動 額 合 計	1,773	148	107	199	2,229	△24	7,038
当 期 末 残 高	4,433	115	247	171	4,968	698	62,385

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称等

連結子会社の数 16社

連結子会社の名称

北海道フィードワン販売(株)、道北協同飼料販売(株)、(株)第一原種農場、東北フィードワン販売(株)、マジックパール(株)、(株)南部ファーム、(有)いわき中央牧場、鹿島フィードワン販売(株)、フィード・ワンフーズ(株)、(株)横浜ミート、(有)グリーンファームソーゴ、ゴールドエッグ(株)、南洋漁業(株)、北九州フィードワン販売(株)、南九州フィードワン販売(株)、志布志飼料(株)

当連結会計年度において、連結子会社であった苫小牧飼料(株)及び東北飼料(株)は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度において、連結子会社であった八戸フィードワン販売(株)は、岩手フィードワン販売(株)(2025年8月1日付で東北フィードワン販売(株)に商号変更)を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度において、連結子会社であった東海フィードワン販売(株)は、鹿島フィードワン販売(株)を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、鹿島フィードワン販売(株)は2026年4月1日付で、商号を関東フィードワン販売(株)に変更しております。

当連結会計年度において、連結子会社であった空知管理サービス(株)は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- (2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称等

持分法を適用した関連会社の数 11社

持分法を適用した関連会社の名称

釧路飼料(株)、(株)北海道サンフーズ、(株)美保野パーク、仙台飼料(株)、鹿島飼料(株)、平成飼料(株)、門司港サイロ(株)、八代飼料(株)、マルイ飼料(株)、KYODO SOJITZ FEED COMPANY LIMITED、NIPPAI SHALIMAR FEEDS PRIVATE LIMITED

持分法を適用した関連会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社の状況

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員株式給付引当金

「株式交付規程」に基づく当社取締役等への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは主として畜産・水産飼料の製造・販売を行っており、国内の畜産・水産生産者を顧客としております。当社グループでは、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、原則として、顧客が製品を検収した時点、又は顧客が手配した運送業者に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、当社グループは、財又はサービスの収益を認識するにあたり、当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客に提供する前に支配しているか否かの判定は、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、当該財又はサービスが顧客に提供される前等に在庫リスクを有していること及び当該財又はサービスの価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。主に商品の販売のうち、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外関連会社の資産及び負債は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約取引	原料輸入の外貨建予定取引
金利スワップ	借入金の利息

③ ヘッジ方針

外貨建取引のうち、当社に為替変動リスクが帰属する場合は、そのリスクヘッジのため、実需原則に基づき為替予約取引を行うものとしております。

金利関連のデリバティブ取引は、借入金利をヘッジし将来の支払利息を確定させるための取引であり、実質的に固定金利建借入金と同じ効果を得る目的でのみ行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の為替変動による相関関係によって有効性を評価しております。

金利スワップについては、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

有形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	38,797

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、有形固定資産に減損が生じている可能性を示す事象である減損の兆候がある場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。この判定は、事業用資産についてはグルーピングした各事業単位の将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて、遊休資産については不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額や一定の評価額等を用いて調整した見積りに基づいて判定しております。

事業用資産の将来キャッシュ・フローの見積りについては、取締役会の承認を受けた事業計画及び中期経営計画等を基礎として算定しております。計画で示された期間後については、計画の最終年度に継続的使用による変動要因等を加味して算定しております。主要な仮定は、事業計画及び中期経営計画等の販売数量、販売単価、原料単価等であり、為替相場、原料相場、畜産物相場の趨勢等を勘案し、見積っております。

これらの主要な仮定は、過去の実績や外部環境を踏まえた経営者による相場の見通し等により決定しておりますが、外部環境の変化等の不確実性によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、将来キャッシュ・フローが減少し、翌連結会計年度の見積り金額に重要な影響を与える可能性があります。

中東地域を含む国際情勢の緊張の高まりにより、為替相場や資源価格等の急激な変動が懸念されておりますが、当社グループの事業環境への影響は限定的であると想定して業績予測を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	13百万円
建物及び構築物	554百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
土地	279百万円
計	847百万円

(2) 担保資産に係る債務

支払手形及び買掛金	43百万円
短期借入金	66百万円
長期借入金	156百万円
計	265百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 38,733百万円

3. 保証債務

次の取引先の金融機関等からの債務に対し、保証を行っております。

(株)栗原農場	748百万円
NIPPAI SHALIMAR FEEDS PRIVATE LIMITED	559百万円
(株)栗駒ポートリー	343百万円
(有)八戸農場ほか2件	120百万円
計	1,771百万円

4. 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため取引銀行2行とシンジケートローン形式による貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	10,000百万円

5. 財務制限条項

当社は効率的な資金調達を行うため取引金融機関とローン契約等を締結しており、それぞれについて財務制限条項が付されております。

(1) シンジケートローン契約（2018年3月30日締結）

当連結会計年度末における借入金実行残高は以下のとおりであります。

シンジケートローン借入実行残高 3,005百万円

契約に付されている財務制限条項は以下のとおりであります。

- ① 連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2017年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 連結損益計算書及び単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

(2) シンジケートローン形式のサステナビリティ・リンク・ローン契約（2022年8月29日締結）

当連結会計年度末における借入金実行残高は以下のとおりであります。

シンジケートローン形式のサステナビリティ・リンク・ローン借入実行残高 5,000百万円

契約に付されている財務制限条項は以下のとおりであります。

- ① 連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2022年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 連結損益計算書及び単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

(3) シンジケートローン形式のコミットメントライン契約（2024年8月26日締結）

当連結会計年度末における借入金実行残高はありません。

契約に付されている財務制限条項は以下のとおりであります。

- ① 連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前期又は2024年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 連結及び単体のEBITDAを2期連続してマイナスとしないこと。

（注）EBITDA＝経常利益＋支払利息－受取利息＋減価償却費及びのれん償却費

(4) シンジケートローン契約（2025年6月24日締結）

当連結会計年度末における借入金実行残高は以下のとおりであります。

シンジケートローン借入実行残高 10,000百万円

契約に付されている財務制限条項は以下のとおりであります。

- ① 連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額又は2025年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 連結及び単体のEBITDAを2期連続してマイナスとしないこと。

（注）EBITDA＝経常利益＋支払利息－受取利息＋減価償却費及びのれん償却費

6. その他の注記

国庫補助金の受入れ及び保険差益により取得価額から控除されている圧縮記帳額は、建物及び構築物129百万円、機械装置及び運搬具32百万円、土地22百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

38,477,128株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月19日 取締役会 (注1)	普通株式	利益剰余金	807百万円	21.0円	2025年3月31日	2025年6月5日
2025年11月7日 取締役会 (注2)	普通株式	利益剰余金	807百万円	21.0円	2025年9月30日	2025年12月2日

(注1) 2025年5月19日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金5百万円を含めております。

(注2) 2025年11月7日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金4百万円を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年5月8日 取締役会 (注)	普通株式	利益剰余金	942百万円	24.5円	2026年3月31日	2026年6月4日

(注) 配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金5百万円を含めております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金などの安全性の高い金融資産に限定し、またキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を活用してグループ資金の有効活用を図りながら、主に配合飼料の製造販売事業並びに畜産物生産、加工を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達し、運転資金についても同様に、必要な資金を銀行借入により調達しております。通貨関連のデリバティブ取引は、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、主に業務上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金、設備資金の調達を目的としたものであります。変動金利の長期借入金は、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 3.会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」を参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的に調査し、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、上場株式の投資有価証券については、定期的に時価の把握を行っております。非上場株式及び関連会社株式の投資有価証券については、定期的に財務状況等の把握を行っております。

通貨関連では、原料の輸入に伴う外貨建取引における外貨建金銭債務の為替変動リスクを回避する目的で、為替予約取引を利用しております。為替予約取引において為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、実需に伴う取引の範囲内に限定し実施しておりますので、リスクは限定的なものと判断しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、為替予約取引は原料購入部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成するとともに、一定の流動性を維持するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券 ※ 2	9,335	9,335	－
資産計	9,335	9,335	－
長期借入金 ※ 3	24,400	23,098	△1,302
負債計	24,400	23,098	△1,302
デリバティブ取引 ※ 4	294	294	－

※ 1 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※ 2 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	4,230

※ 3 1年以内に返済予定の長期借入金は、「長期借入金」に含めております。

※ 4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	9,335	—	—	9,335
デリバティブ取引 通貨関連	—	294	—	294
資産計	9,335	294	—	9,630

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	23,098	－	23,098
負債計	－	23,098	－	23,098

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、茨城県において賃貸用の飼料製造設備（土地を含む）、その他の地域において賃貸用の不動産（土地を含む）及び遊休不動産（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,121	909

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 期末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、もしくは一定の評価額や指標を用いて調整した金額であります。また、契約により取り決められた一定の売却価額がある場合には、当該売却予定価額を時価としております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 1,611円92銭

1 株当たり当期純利益 166円72銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、当連結会計年度において、「役員向け株式交付信託」の期末株式数は205,772株、期中平均株式数は222,844株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	畜産飼料 事業	水産飼料 事業	食品事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	223,744	24,863	42,053	290,661	13	290,675
外部顧客に対する売上高	223,744	24,863	42,053	290,661	13	290,675

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外事業及び不動産賃貸事業等を含んでおります。なお、海外事業は持分法適用関連会社のみのため、売上高の計上はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3.会計方針に関する事項(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(追加情報)

(役員向け株式交付信託)

当社は、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下について同じ。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下総称して「取締役等」という。）を対象とする株式報酬制度「役員向け株式交付信託」（以下「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が定める「株式交付規程」に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式等が本信託を通じて交付されます。

また、2024年6月21日の第10期定時株主総会において本制度の一部変更が承認可決され、同日開催の当社取締役会で本信託の信託期間延長を決議いたしました。延長後の本制度においては、2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度の間に在任する取締役等に対して当社株式等が交付されます。なお、当社取締役等が当社株式等の交付を受ける時期は、取締役等の在任時（ただし、退任時までの譲渡制限を付す）としております。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。なお、「株式交付規程」に基づく当社取締役等への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき役員株式給付引当金を計上しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額は172百万円、株式数は205,772株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引

(連結子会社の吸収合併)

1. 取引の概要

(1) 被結合企業の名称及びその事業の内容

- | | |
|------------|----------|
| ① 被結合企業の名称 | 苫小牧飼料(株) |
| 事業の内容 | 配合飼料の製造 |
| ② 被結合企業の名称 | 東北飼料(株) |
| 事業の内容 | 配合飼料の製造 |

(2) 企業結合日

2025年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、苫小牧飼料(株)及び東北飼料(株)を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(4) 結合後企業の名称

フィード・ワン(株)

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、子会社工場を自社工場化することで組織力を高め、中長期的な競争力向上を図るため、当社の完全子会社である苫小牧飼料(株)及び東北飼料(株)を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(連結子会社間の吸収合併)

1. 取引の概要

(1) 被結合企業の名称及びその事業の内容

- | | |
|----------|---------------|
| 被結合企業の名称 | 八戸フィードワン販売(株) |
| 事業の内容 | 飼料の仕入販売 |

(2) 企業結合日

2025年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

岩手フィードワン販売(株) (2025年8月1日付で東北フィードワン販売(株)に商号変更) を存続会社とし、八戸フィードワン販売(株)を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(4) 結合後企業の名称

東北フィードワン販売(株)

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、2025年3月期を初年度とする「中期経営計画2026～1st STAGE for NEXT 10 YEARS～」を掲げ、新たに設定したPurpose「飼料で食の未来を創り、命を支え、笑顔を届ける」の実現に向け、10年後を見据えた基盤強化を進めております。この度、さらなる企業価値の向上を目指し、畜産飼料事業における販売力強化・経営資源の有効活用及び効率化を図ることを目的として、本合併を行いました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(連結子会社間の吸収合併)

1. 取引の概要

(1) 被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称 東海フィードワン販売(株)

事業の内容 飼料の仕入販売

(2) 企業結合日

2025年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

鹿島フィードワン販売(株)を存続会社とし、東海フィードワン販売(株)を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(4) 結合後企業の名称

鹿島フィードワン販売(株) (2026年4月1日付で関東フィードワン販売(株)に商号変更)

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、2025年3月期を初年度とする「中期経営計画2026～1st STAGE for NEXT 10 YEARS～」を掲げ、新たに設定したPurpose「飼料で食の未来を創り、命を支え、笑顔を届ける」の実現に向け、10年後を見据えた基盤強化を進めております。この度、さらなる企業価値の向上を目指し、畜産飼料事業における販売力強化・経営資源の有効活用及び効率化を図ることを目的として、本合併を行いました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合 計
		資 準 備 金	そ の 他 本 剰 余 金	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 利 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 剰 余 益 金 計		
当 期 首 残 高	10,000	2,500	9,436	11,936	24,168	24,168	△212	45,892
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△1,615	△1,615		△1,615
当 期 純 利 益					6,586	6,586		6,586
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			0	0			0	0
株 式 給 付 信 託 に よ る								
自 己 株 式 の 処 分							38	38
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	4,970	4,970	37	5,008
当 期 末 残 高	10,000	2,500	9,436	11,936	29,139	29,139	△174	50,901

	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,549	△33	2,516	48,408
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,615
当 期 純 利 益				6,586
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				0
株 式 給 付 信 託 に よ る				
自 己 株 式 の 処 分				38
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,699	148	1,848	1,848
当 期 変 動 額 合 計	1,699	148	1,848	6,856
当 期 末 残 高	4,248	115	4,364	55,265

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(4) 役員株式給付引当金

「株式交付規程」に基づく当社の取締役等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主として畜産・水産飼料の製造・販売を行っており、国内の畜産・水産生産者を顧客としております。当社では、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、原則として、顧客が製品を検収した時点、又は顧客が手配した運送業者に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、当社は、財又はサービスの収益を認識するにあたり、当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客に提供する前に支配しているか否かの判定は、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、当該財又はサービスが顧客に提供される前等に在庫リスクを有していること及び当該財又はサービスの価格

設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。主に商品の販売のうち、当社の役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) ヘッジ会計の処理
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- (3) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

有形固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形固定資産	31,650

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）有形固定資産の減損（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 31,596百万円

2. 保証債務

次の取引先の金融機関等からの債務に対し、保証を行っております。

(株)栗原農場	748百万円
NIPPAI SHALIMAR FEEDS PRIVATE LIMITED	559百万円
(株)栗駒ポートリー	343百万円
(有)八戸農場ほか3件	152百万円
計	1,804百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	8,895百万円
短期金銭債務	15,280百万円

4. 貸出コミットメント

連結計算書類「連結注記表（連結貸借対照表に関する注記）4.貸出コミットメント」に同一内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

5. 財務制限条項

連結計算書類「連結注記表（連結貸借対照表に関する注記）5.財務制限条項」に同一内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

6. その他の注記

国庫補助金の受入れ及び保険差益により取得価額から控除されている圧縮記帳額は、機械及び装置12百万円であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 54,127百万円

仕入高 85,449百万円

その他の営業取引高 2,859百万円

営業取引以外の取引による取引高 87百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 207,984株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式205,772株を含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	696百万円
減損損失	58百万円
貸倒引当金	51百万円
関係会社事業損失引当金	58百万円
投資有価証券評価損	650百万円
賞与引当金	235百万円
ゴルフ会員権評価損	13百万円
未払事業税	114百万円
資産除去債務	18百万円
その他	213百万円
繰延税金資産小計	2,110百万円
評価性引当額	△915百万円
繰延税金資産合計	1,195百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△2,004百万円
特定基金負担金	△440百万円
その他	△135百万円
繰延税金負債合計	△2,580百万円
繰延税金負債の純額	△1,385百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の 被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	三井物産(株)	被所有 直接 25.71%	当社が製造する配合 飼料の原料等購入 当社製品等の販売	原料等の購入 (注)	85,172	買掛金	11,503

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 原料等の購入については、同社から提示された価格により、市場の実勢価格を参考に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	北九州フィード ワン販売(株)	所有 直接100.00%	事業活動における経 営管理業務（注1） 当社製品等の販売	製品等の販売 （注2）	8,597	売掛金	1,628
子会社	南九州フィード ワン販売(株)	所有 直接100.00%	事業活動における経 営管理業務（注1） 当社製品等の販売	製品等の販売 （注2）	7,034	売掛金	1,257
子会社	北海道フィード ワン販売(株)	所有 直接100.00%	事業活動における経 営管理業務（注1） 当社製品等の販売	製品等の販売 （注2）	5,503	売掛金	1,240
子会社	鹿島フィード ワン販売(株) （注3） （注4）	所有 直接100.00%	事業活動における経 営管理業務（注1） 当社製品等の販売	製品等の販売 （注2）	10,837	売掛金	2,266

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1） 経営管理料については、経営管理業務委託契約に基づき決定しております。

（注2） 製品等の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期交渉の上決定しております。

（注3） 鹿島フィードワン販売(株)は、東海フィードワン販売(株)と2025年10月1日付で鹿島フィードワン販売(株)を存続会社として吸収合併しております。

（注4） 鹿島フィードワン販売(株)は、2026年4月1日付で関東フィードワン販売(株)に商号変更しております。

3. 兄弟会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	プライフーズ(株)	所有 直接 1.25%	当社製品等の販売 当社商品の仕入先	製品等の販売 （注）	5,818	売掛金	1,724

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注） 製品等の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、毎期交渉の上決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 1,444円13銭

1 株当たり当期純利益 172円19銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。また、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
なお、当事業年度において、「役員向け株式交付信託」の期末株式数は205,772株、期中平均株式数は222,844株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4.収益及び費用の計上基準」に同一内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(追加情報)

(役員向け株式交付信託)

取締役等に信託を通じて当社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類「連結注記表(追加情報) (役員向け株式交付信託)」に同一内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引

(連結子会社の吸収合併)

連結計算書類「連結注記表(企業結合等に関する注記) 共通支配下の取引(連結子会社の吸収合併)」に同一内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

フィード・ワン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西川 福之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	歌 健至

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フィード・ワン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィード・ワン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

フィード・ワン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西川 福之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	歌 健至

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィード・ワン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(1)監査等委員会が定めた監査の基本方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて往査等を通じて子会社取締役等から事業概況等の報告を受けました。

(2)会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

フィード・ワン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 青 山 徹

監査等委員 後 藤 敬 三

監査等委員 近 田 直 裕

(注) 監査等委員 後藤敬三及び近田直裕は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上